

清流園運転管理業務委託

評価選考要領

令和 8 年 9 月

秩父広域市町村圏組合

目次

1 公募型プロポーザル方式による受注者の決定	
2 審査の流れ	
(1) 参加資格審査	
(2) 落札者の決定	
(3) 審査フロー	
3 参加者の備えるべき参加資格要件	
4 業務提案書類審査	
(1) 書類の確認方法	
(2) 基礎審査の基準	
(3) 提案内容の得点化	
(4) 業務価格の得点化	
(5) 総合点数の算出	
(6) 優秀提案の選定	
(7) 優秀提案者との協議	
(8) 受注候補者との契約	

1 公募型プロポーザル方式による受注者の決定

清流園運転管理業務委託（以下「本業務」という。）の委託業者には、業務対象となる施設の運営・管理に関する専門的な技術やノウハウの保有が必須となる。

このため、委託者決定に係る契約締結方式は、本業務に関わる提案及び提案価格の総合的な評価によって落札者を決定する公募型プロポーザル方式を採用する。

清流園運転管理業務優秀提案者選定基準（以下「本選定基準」という。）は、本業務のプロポーザル関連書類に基づき応募者から提出された書類（参加資格審査申請書類、業務提案書及び提案価格）を、審査して優秀提案者を選定するための基準を示すものである。

2 審査の流れ

公募型プロポーザル方式における審査の流れは、次のとおりである。

（1）参加資格審査

ア 公募型プロポーザル参加表明書類の確認

秩父広域市町村圏組合（以下「本組合」という。）は、提出された本業務委託のプロポーザル参加表明書類が全て揃っており、参加資格要件に支障のないことを確認する。

この結果、参加資格要件を満たしている場合は、その参加表明書類の提出者に、清流園運転管理業務提案書（以下「業務提案書」という。）の提出を要請し、参加資格要件を満たしていない場合は、その提出者を失格とする。

イ 業務提案書の審査

業務提案書の書類審査は、本組合が設置する清流園運転管理等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において行う。

選定委員会は、提出された業務提案書類の審査を行い、本選定基準「4 業務提案書類審査」を基に、審査項目ごとに得点を算出する。

ウ 総合点数の算出

選定委員会は、業務提案書類の審査により算出された審査項目ごとの得点を合計し、総合点数を算出する。

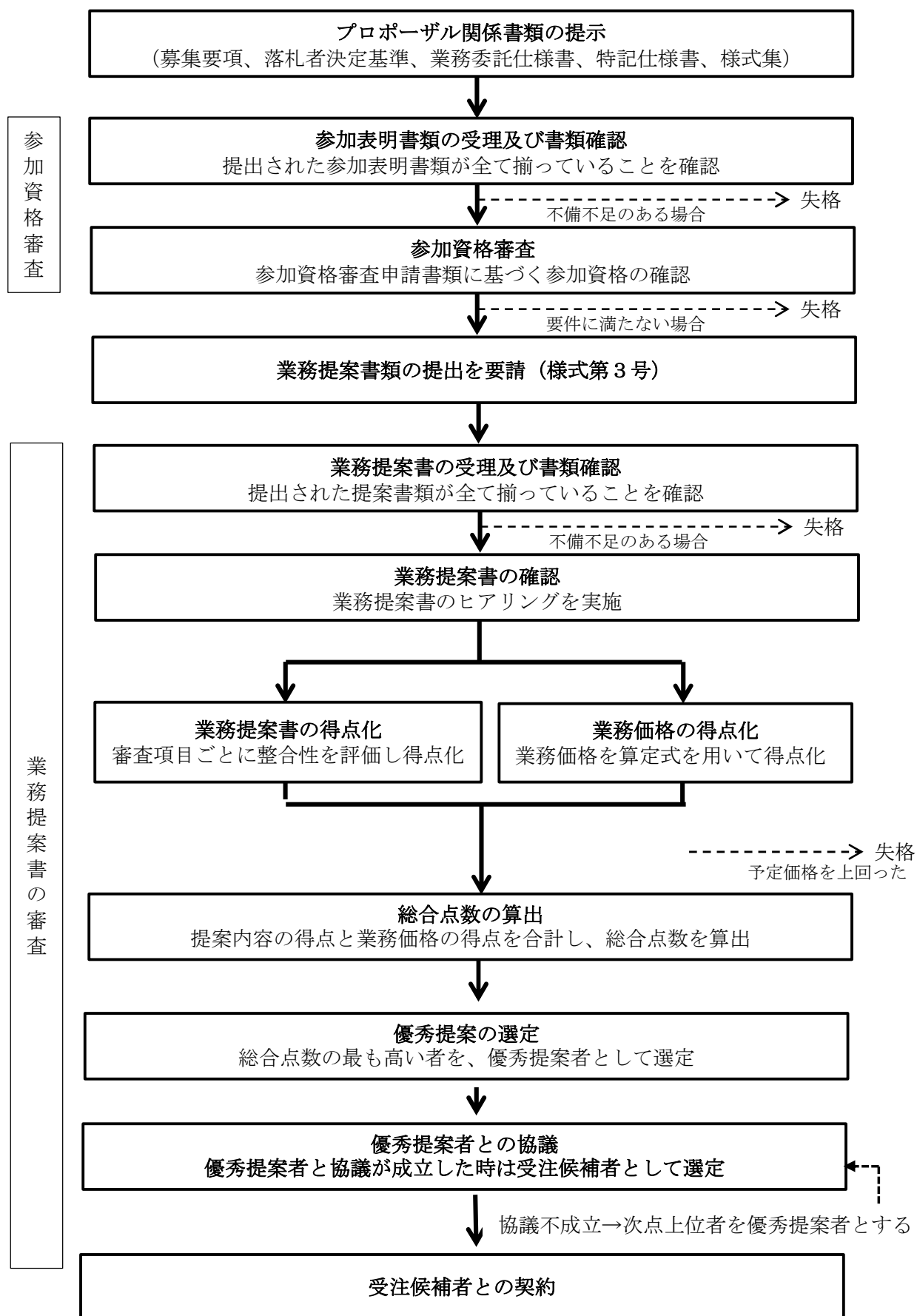
エ 優秀提案の選定

選定委員会は、総合点数の最も高い者を、優秀提案者として選定する。

（2）落札者の決定

本組合は、選定委員会の優秀提案者選定を踏まえ、受注候補者との協議の後、落札者を決定する。

(3) 審査フロー



3 参加者の備えるべき参加資格要件

プロポーザル参加資格要件は、応募から契約締結までの期間において、次に掲げる要件をすべて備えていること。

- (1) プロポーザルに参加できる者の形態は、単体企業とする。
- (2) 本プロポーザル手続き開始日前までにおいて、令和7年度・8年度秩父広域市町村圏組合物品等入札参加資格者名簿の施設・設備運転業務のうち、「し尿処理施設」に登録されていること。
- (3) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、埼玉県、秩父広域市町村圏組合の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者。
- (4) 本プロポーザル手続き開始日において、国税等を滞納していない者。また、秩父圏域の市町（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町）に本店、支店、営業所を有する者において、その所在する市町税を滞納していない者。
- (5) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定を受けている者は、この限りでない。
- (6) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の申し立てがなされていない者、又は破産法（平成16年法律第154号）に基づく破産の申し立てがなされていない者。
- (7) 本プロポーザル手続き開始日において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰金以上の刑に処せられていない者、又その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過している者。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (9) 本プロポーザル手続き開始日から契約締結の日までの期間において、秩父広域市町村圏組合の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者。
- (10) 過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間）に、日本国内における他の地方公共団体等において、1日あたり50KL以上の処理能力を有するし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの運転管理業務を元請として受注し、完了又は履行中の実績を有すること。なお、運転管理業務は、明示した期間内において1年以上継続して実施しているものとする。

※実績を証する書類の写しを提出すること。

- (11) 埼玉県内において、本業務と同種又は類似の業務※の受託実績のある者。
- (12) 業務統括責任者は、廃棄物処理施設技術管理者（し尿処理施設・汚泥再生処理センター技術管理者）の資格取得者で、同等施設以上の規模のし尿処理施設又は汚泥再生処理

センターでの運転管理業務実務経験 5 年以上の者とし、かつ管理監督者としての経験を 3 年以上有する者とする。

(13) 次に掲げる有資格者を本業務に配置できること。

ア し尿・汚泥再生処理施設技術管理士（廃棄物処理施設技術管理者講習修了者）

イ 危険物取扱者 乙種 4 類

ウ 酸素欠乏、硫化水素危険作業主任者の資格取得者

エ 乾燥設備作業主任者技能講習修了者

オ フォークリフト運転技能講習修了者（最大荷重 1 t 以上）

カ 普通自動車第一種運転免許所持者

キ 本業務の履行上法令で定められたその他の資格を含む。

※アからキの資格は本業務従事者（業務統括責任者を含む）の 1 名以上が資格を有しなければならない。

(14) 業務従事者は、本業務と同種又は類似業務の実務経験がある者を配置できること。なお、業務統括責任者を含め業務従事者の 2 分の 1 以上は、同種業務での 1 年以上の実務経験があること。

※本業務の発注手続きにおける当該業務と同種又は類似の業務とは、以下のとおりとする。

同種業務：し尿処理施設又は汚泥再生処理センターにおける運転管理を行う業務。

類似業務：下水道処理施設における運転管理を行う業務。

4 業務提案書類審査

(1) 書類の確認方法

ア 確認方法

業務提案書の構成、項目等が、業務提案書の審査項目に支障のないことを確認する。

この結果、書類の不備または不足が確認された場合は、失格とする。

イ 確認内容

(ア) 提出された入札書類が全て揃っていること。

(イ) 業務提案書の構成、項目が、審査項目を満たしていること。

(ウ) 提案価格に記載された提案価格が、予定価格を超えていないこと。

(2) 基礎審査の基準

ア 審査方法

提出された業務提案書と発注仕様書との整合性及び提案内容間の整合性などを確認し、本業務への適合性が極めて低いと判断する提案を選別する。第一次審査は実績等を評価し 50 点満点。第二次審査は技術提案書・プレゼンテーション・ヒアリングを評価し 100 点満点。

イ 審査基準

第一次審査評価基準

企業の信頼性（自己資本比率・経常利益の黒字期間）、他地方公共団体等での業務実績、業務統括責任者の実務経験、配置予定人員を評価。

評価項目	評価基準	配点
企業の信頼性	・自己資本比率	5
	・経常利益の黒字期間（直近3事業年度）	5
他の地方公共団体等での業務実績	・過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間）に、日本国内における他の地方公共団体等において、1日あたり50KL以上の処理能力を有するし尿処理施設又は汚泥再生処理センターの運転管理業務を元請として受注し、完了又は履行中の実績を有すること。なお、運転管理業務は、明示した期間内において1年以上継続して実施しているものとする。（共同企業体（JV）の一員としての実績は除く）	20
業務統括責任者の実務経験	・業務統括責任者の同等施設又はそれを超える規模の施設の運転実務経験年数	15
配置予定人員	・配置予定人員	5
計		50

1) 企業の信頼性

①自己資本比率【5点】

企業の自己資本状況について評価を行う。

評価点は、配点に自己資本比率を乗じた点数（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までとする。）とする。

②経常利益の黒字期間（直近3事業年度）【5点】

経常利益の黒字期間（直近3事業年度）について評価を行う。

評価点は、配点に評価ウェイトを乗じた点数とする。

経常利益の黒字期間 （直近3事業年度）	評価ウェイト
3事業年度	1.0
2事業年度	0.75
1事業年度	0.5
黒字期間なし	0

2) 他の地方公共団体等での業務実績【20点】

他の地方公共団体等での業務実績について評価を行う。

評価点は、配点に評価ウェイトを乗じた点数（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までとする。）とする。

実績件数	評価ウェイト
5 件	1 . 0
4 件	0 . 8
3 件	0 . 6
2 件	0 . 4
1 件	0 . 2

3) 業務統括責任者の実務経験【15点】

業務統括責任者の同等施設又はそれを超える規模の施設の運転実務経験について評価を行う。

評価点は、配点に評価ウェイトを乗じた点数（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までとする。）とする。

実務経験年数	評価ウェイト
10年以上	1 . 0
6～9年	0 . 75
5年	0 . 5

4) 配置予定人員【5点】

配置予定人員について評価を行う。

評価点は、配点に評価ウェイトを乗じた点数（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までとする。）とする。

配置人数	評価ウェイト
5人以上	1 . 0
4人	0 . 8
3人	0 . 6
2人以下	0

第二次審査評価基準

業務実施方針、安定的な運転管理業務の遂行、施設及び機器修繕計画、緊急時対応、環境対策、価格提案を評価。

区分	評価項目	評価基準	配点
提案内容	業務実施方針	・業務の理解度 ・業務を実施するにあたっての基本方針	10
	【テーマ1】安定的な運転管理業務の遂行	・適正な人員配置及び有資格者の配置 ・人員の欠員が出た場合の対応 ・労働者の適切な労働条件 ・従業員の教育体制、研修等 ・運転管理業務の実績・ノウハウ ・安全衛生管理の取組 ・契約終了後に次の受注事業者スムーズに業務移管ができる体制	20
	【テーマ2】施設及び機器修繕計画	・施設及び設備機器等の修繕・作業計画の考え方、故障に対する突発修繕体制	20
	【テーマ3】緊急時（災害・事故・故障等）の危機管理方針	・緊急時、災害時における組織、人員体制、連絡体制 ・マニュアル整備と訓練、研修等の状況 ・会社、組織としてのバックアップ体制	20
	【テーマ4】環境対策の具体性、妥当性	・施設の省エネ対策の考え方、方法 ・施設の臭気対策の考え方、方法	10
小計			80
価格評価	価格提案	・価格提案書における提案価格から、一定の算出方法によって点数化	20
合計			100

業務提案書は全項目あわせて16枚以内とすること。

（3）提案内容の得点化

ア 業務実施方針【10点】

提案された業務提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。

評価点は、業務の理解度や業務実施にあたっての基本方針について評価し、配点に評価ウェイトを乗じて得た各選定委員の評価点を平均して算出した点数（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までとする。）とする。

① 業務の理解度（5点）

評価項目	評価基準	評価ウェイト				
		1. 0	0. 8	0. 6	0. 4	0
業務の理解度	業務の理解度について、総合的に評価する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

② 業務を実施するにあたっての基本方針（5点）

評価項目	評価基準	評価ウェイト				
		1. 0	0. 8	0. 6	0. 4	0
業務実施方針	業務実施方針について、総合的に評価する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

イ 評価テーマに対する技術提案【70点】

提案された業務提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を踏まえ、テーマごとに選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。

評価点は、的確性※1、実現性※2についてそれぞれ評価し、配点に各評価ウェイトの平均値を乗じて得た各選定委員の評価点を平均して算出した点数（小数点以下第2位を四捨五入し、小数点第1位までとする。）とする。

評価段階	一般要求事項の評価基準	評価率
A	当該審査項目において、大変優れている。	1. 0
B	当該審査項目において、やや優れている。	0. 7 5
C	当該審査項目において、一定の評価ができる。（標準）	0. 5
D	当該審査項目において、やや劣っている。	0. 2 5
E	当該審査項目において、大変劣っている。	0

(4) 業務価格の得点化

ア 業務価格の得点化方法

業務提案価格について、得点化のための算定式により点数を算出する。

イ 算定式

業務提案価格のうち最も低い価格（「最低価格」という。）を20点とし、予定価格と各応募者の業務価格の差と、予定価格と最低価格の差との比率で価格点数を算出する。

なお、点数は小数点以下第2位を四捨五入した値とする。

$$\text{※ } 20 \text{ 点} \times (\text{予定価格} - \text{業務提案価格}) \div (\text{予定価格} - \text{最低価格})$$

(5) 総合点数の算出

業務提案書の提案内容に関する審査及び業務価格に関する審査により算出された審査項目ごとの点数を合計し、総合点数を算出する。

(6) 優秀提案の選定

第二次審査の総合評価点合計の最も高い者を優秀提案者として選定する。なお、第2位を次点者とする。

(7) 優秀提案者との協議

優秀提案者と協議が成立した時は受注候補者として選定する。協議不正の場合は、次点上位者を優秀提案者として繰り上げ協議を行う。

(8) 受注候補者との契約

優秀提案者と協議が成立した場合は、受注候補者となり、契約を行う。

以上